

2014年5月29日

「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」の廃案を求め、
全ての大学関係者が反対の声を上げることを呼びかけます

名古屋大学職員組合中央執行委員会

今国会に提出されている「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」は、教授会の審議権を奪い、学長によるトップダウンの大学運営を強め、時の為政者にとって都合の良い教育・研究を大学に行わせようとするもので、成立すれば、大学の自治、学問の自由を脅かします。

私たちはこの法案の廃案を求めるとともに、大学の全構成員と学長を始めとする大学執行部とが、共同して真理の探究と社会発展に寄与する大学運営を行うために、全ての大学関係者に対し、この法案の廃止を求めて声を上げるよう呼びかけます。

現行の学校教育法では、「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」と定めています。これは、教育並びに研究という教学面のみならず人事や予算など経営面も含んだ大学における意思決定の重要な機関として教授会を位置づけるものです。ところが本法案では教授会は「学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与」について、意見を述べるができるのみで、学長が最終的決定をおこなうものとされています。また、「教育研究に関する重要な事項」については、「学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの」しか意見を述べることをできなくする内容です。このように本法案は教学・経営を問わず大学における意思決定の権限をすべて学長に集中させ、人事、組織改革、教育課程編成など、これまで多くの大学で教授会において審議されてきた事項について、学長が独断で決定することを可能とするものです。

また、国立大学法人法改正案では、学長選考会議に学長選考の基準を定める権限を与え、現在国立大学で、それぞれの大学のあり方と、それを執行する学長像を構成員の意思にもとづいて明らかにして行われている、学長選考意向投票制度をさらに骨抜きにしようとしています。こうした法案は大学における民主的な意思決定を破壊するものといわざるを得ません。

さらに本法案では、これまで「2分の1以上」とされてきた経営協議会の外部委員を「過半数」とするとしていますが、これは結果的に大学の運営を財界人や官僚の意向に従属させることになり、改革の目的とされているはずの学長のリーダーシップさえも損なうものとなりかねません。

安倍晋三首相は、経済協力開発機構（OECD）閣僚理事会の基調演説で、「学術研究を深めるのではなく、もっと社会のニーズを見据えた、もっと実践的な、職業教育を行う。そうした新たな枠組みを、高等教育に取り込みたいと考えています」と、大学をはじめとする高等教育研究機関における学術研究を否定するとも受け取れる発言をしています。高等教育の「新たな枠組み」を要請する「社会のニーズ」なるものも、「実践的な、職業教育」を求めるような経済的国際競争力というきわめて狭いニーズでしかありません。しかし高等教育は時の政権による経済政策の道具とされるべきものではありません。

教育基本法は、日本国憲法23条に定められた学問の自由の理念にのっとり、大学について「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」とし、「自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」と定めています。しかし今回の法案が実現し、政府の進める大学改革が進められるならば、大学はもはや真理探求の場ではなくなってしまうでしょう。このような改革が

高等教育の質的向上をもたらすものとは考えられず、これまで大学が提供してきた、より広い「教養と専門能力を培う機会」が学生から奪われてしまうことになりかねません。

文部科学省が策定した「国立大学改革プラン」では、「社会の変化に対応できる教育研究組織づくり」のために「学部・研究科等を越えた学内資源配分の最適化」を行うとし、運営費交付金の3～4割を「改革」を実施する大学に重点配分するとしています。その「改革」には、今回の法改定にそった「学長のリーダーシップ」を強化する「改革」が含まれ、運営費交付金の配分や予算配分、補助金配分をてことした「改革」をすすめようとしています。このままでは予算獲得のために、大学は財界・文科省言いなりの大学になりかねません。

以上の理由により、私たちは現在国会に提出されている学校教育法並びに国立大学法人法改正案を廃案とすることを求めるとともに、全ての大学関係者に対し、この法案の廃止を求めて声を上げるよう呼びかけます。